## 「地域主権型社会」構築のための真の三位一体改革の実現に向けて 〔第9回北海道・北東北知事サミット共同決議〕

国庫補助負担金の改革、国から地方への税源移譲及び地方交付税改革を一体的に行う「三位一体の改革」は、もとより国と地方の財源の奪い合いではなく、「地域のことは地域が責任をもって決める」ことができ、自主的・自立的なまちづくりを進められる「地域主権型社会」の構築のための改革である。

この改革は、過度に中央に集中する権限・財源を住民に身近な地方自治体に移し、地域及び住民のニーズに応じた多様で透明性の高い行政サービスを提供できる仕組みに改めるなど地方分権を進めるとともに、国と地方の二重行政をも解消して、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムを構築するものである。

現在、衆議院議員選挙が行われているところであるが、次期政権がどのような 形になろうとも、国民のためのこの改革を後退させるようなことは決して許され ない。

我々は、こうした基本認識に立ち、「地域主権型社会」構築のための真の三位一体改革の実現に向けて、以下のとおり決議し、国民及び政府(次期政権)に強くアピールするものである。

#### 1 地方案に基づく3兆円の税源移譲及び国庫補助負担金改革等の確実な実施

三位一体改革の推進に当たっては、地方六団体の改革案を十分に尊重し、まず、平成 18 年度までに所得税から住民税への 3 兆円規模の税源移譲及びそれに対応する国庫補助負担金改革を、確実に実施すべきである。

特に、生活保護費負担金の国の負担率引下げなど補助負担率の引下げや、補助金額の単なる削減は、地方の自由度の拡大や裁量の発揮につながらないばかり、地方に負担を押し付けるだけであり、絶対に認められないものである。

さらに、国庫補助負担金の改革と合わせ、国の地方への関与・規制の見直し も一体的に行う必要がある。

# 2 税源移譲に伴う財政力格差拡大への適切な是正措置の実施及び地方交付税の見直し

税源移譲に伴い財政力格差が拡大することから、地方交付税の財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮できる仕組みを十分に確保するとともに、地方の

自主・自立を促すためにも、交付税を国の政策誘導の手段として用いることは 縮小していくべきである。

また、地方財政計画の策定過程に地方側からの参加を認めるとともに、地方財政計画と決算との乖離については、引き続き、投資的経費と一般行政経費との同時一体的な規模の是正を図るべきである。

#### 3 国と地方の協議の場の制度化及び第2期改革の推進

三位一体改革は国と地方の双方に関わることであり、改革の内容については、「国と地方の協議の場」において十分協議したうえで最終決定すべきである。

また、平成19年度以降も第2期改革としてさらなる改革を続行していくためにも、「国と地方の協議の場」を制度化するなど、その法的位置づけを明確化する必要がある。

#### 4 さらなる地方行財政改革の断行と地方独自の先進的な施策の積極的展開

来たるべき地方分権時代に備え、地方自治体は、みずからを厳しく律し、血 を流す覚悟でさらなる行財政改革を断行するなどスリムで強固な行政体に磨き 上げていく決意である。

あわせて、これまでの全国一律の霞が関スタンダードではなく、地域の実情に根ざしたローカルスタンダードを採用するなど独自の創意と工夫を凝らしながら、各地方自治体が切磋琢磨して先進的な施策を競い合い、日本全体に元気を取り戻していかなければならない。

#### 5 政権公約(マニフェスト)の執行の監視

地方側は、政党に対し、地方分権改革の実現を政権公約に掲げるよう要請した。

我々は、今後、この政権公約が適切に執行されていくのかどうか、最大の関心をもって国民とともに注視し、しっかりと監視していきたい。

## 平成 17 年 9 月 2 日

北海道知事 高橋はるみ 青森県知事 三村 申吾 岩手県知事 増田 寛也 秋田県知事 寺田 典城

## 医師確保等人材の育成支援について

保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化、さらには、介護保険制度の導入を背景として、医師、看護師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められているところであるが、北海道・北東北においては全国に比較して医師が少ない状況にあり、このままでは、地域医療の確保、存続が危ぶまれるところである。

このような背景を踏まえ、特に、医師をはじめとする保健医療サービスを担う人材 の育成を支援するため、次の事項について措置を講じるよう要望する。

記

- 1 地域の医療を確保するため、医学部入学定員の拡大と地域枠の創設を図ること。
- 2 離島と同様に診療報酬への加算を行うなど、へき地医療に配慮した診療報酬制度 の見直しを行うこと。
- 3 医師需給見通しの地域の実情等を反映した抜本的見直しを行うこと。
- 4 産婦人科、小児科等不足している特定診療科医師の確保を図るため、診療報酬での適切な評価を行うとともに、人材バンクなど、全国規模での地域的な偏在を調整する仕組みを構築すること。
- 5 女性医師の離職防止や、離職後の復帰を図るための仕組みを構築すること。
- 6 原則、各都道府県一律となっている自治医大の定員枠を弾力的に見直すこと。 以上、決議する。

平成17年9月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 増 田 寛 也

秋田県知事 寺 田 典 城

## 地上デジタル放送の活用と普及について

### ~ 難視聴対策の徹底 ~

地上デジタル放送の活用と普及については、昨年全国知事会の政策要望に 取上げて以降、全国知事会情報化推進対策特別委員会の緊急提言や、北海道 東北地方知事会の緊急アピールなど、さらには本年2月に発足した「地上デジタ ル放送普及対策検討会」(32道府県参加)においても、国、放送事業者に対して 適切な対応を求めてきたところである。

こうした動きを踏まえ、7月29日に情報通信審議会から答申された第二次中間答申(「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」~2011年全面移行ミッションの確実な実現に向けて~)では、2011年7月の全面移行のために、アナログ放送ネットワーク整備に貢献してきた地方自治体の意向確認の重要性が明記されたところである。

現在、国、放送事業者において、地上放送デジタル化の全面移行に向けた取組が鋭意進められているが、2011年7月までの時間的制約、地方放送局の経営体力の問題、広大な面積と多くの過疎・中山間地域を抱え、アナログ放送受信対策を長年に亘って講じてきた4道県の経緯を踏まえると、「北海道・北東北知事サミット」に集う4人の知事は、地上放送のデジタル化による新たな難視聴地域が発生しないよう、国等の適切な対応を強く求めるものである。

- 1 中継局のロードマップを年内に公表することはもとより、策定作業の経過についても可能な限り情報公開すること。
- 2 現行アナログ放送と同等の視聴エリアを中継局によりカバーすることが困難な場合は、国の責任において、代替方策等を提示するとともに、必要な対策を早急に措置すること。

平成17年9月2日

北海道知事 高橋 はるみ 青森県知事 三 村 申 吾 岩手県知事 増 田 寛 也 秋田県知事 寺 田 典 城